

4) ガバナンス部門

米田雅宏（准教授・行政法）

2013年度は昨年度に引き続き、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団奨学研究者として、ドイツ・フライブルク大学法学部第三公法講座にて在外研究を行った（受入れ教授：D.Murswiek 教授）。ゆえに教育分野に関しては、特に記載すべきものはない。

1. 日独警察法研究、その他

(1) 第1に、昨年度に引き続き、ドイツ警察法を貫く「補充（完）性の原理」に関する研究を行った。この研究成果の一部は、「脱警察化と行政機関に対する警察の役割（1）—「隙間なき危険防御」の法的位置づけ」北大法学論集 65 巻 5 号（2015）（掲載決定）で連載の予定である。

第2に、昨年同様、ドイツ公法の最新のトピックや判例動向を取り入れるべく、公法講座で月数回開催される Doktorand や Habilitand らを中心とする研究会に参加。現役連邦憲法裁判所裁判官による連邦憲法裁判所の判例分析、現役行政裁判所裁判官による行政判例分析の研究会、警察法関連講義・ゼミにも参加した。

また第3に、ドイツで主流な（固有の？）解釈方法論である Dogmatik（解釈構成）の機能について調査・分析を行った。ドグマーティクは、実定法を改変することなく法体系の矛盾を解消し、一貫性と単純性を確保する解釈論的営為として、我が国でも多用される言葉ではあるが、実はその母国であるドイツでもその内実が明確でないと評されるなど、しばしば論争のテーマとされてきた（Kirchhof, ua(Hrsg.), Was weiss Dogmatik?, 2012）。一般にドグマーティクは、①政治と距離を保ち、②矛盾衝突する規範を調整し、③法秩序内部での首尾一貫性・単純性を確保し、実務を踏まえた法治国家原理の保障に寄与するものと解されているが、他方で、ドグマーティクによる過度の体系化（概念法学的思考）を批判し、紛争の事案に即した体系化（Kontextierung）を重視する見解も提示されている。この問題を分析する、いわば準備作業として、Dogmatik の上記機能を自覚した上で、連邦憲法裁判所の判例に現れた警察介入閾を整理した Poscher 教授（フライブルク大学）の論文を翻訳し、そして解説を行った（ラルフ・ポッシャー/米田雅宏訳「国内治安法制における介入閾—最近の連邦憲法裁判所の判例に照らして見たその体系—」北大法学論集 65 巻 4 号（2014））。

(2) 上記の研究と併せ、情報公開争訟にかかる問題一般を検討する論文を執筆し、「情報公開争訟の諸問題」『現代行政法講座第4巻』（日本評論社・2014年）を公刊した。

2. フィールドワーク

ドイツ滞在中に行ったフィールドワーク並びにヒアリング調査については、昨年度の活動報告書も参照。2013年度の活動記録としては、フライブルク大学の学生団体が提起した「公共の広場でのアルコール飲酒等禁止命令事件訴訟」の調査が挙げられる。フライブルク大学の近くにある広場（通称、Bermuda-Dreieck）では週末、特に若者による暴力事件が度々発生していたことから、フライブルク市は、金曜日から月曜日までの夜の22時から6時までの間と法律上の祝日前夜に限定して、許可された酒場地域以外の公共の広場で

アルコールの飲酒・携行を禁止する警察命令を期限付きで公布した。これに対し、フライブルク大学の学生団体が当該命令の違法無効を主張し、規範統制訴訟を提起した事案である。ドイツ滞在中現在進行形で起きたこの事件について、学生団体主催のシンポジウムに参加するほか、原告側の鑑定書を執筆した刑事政策学者に対するヒアリング調査するなど、訴訟の実態について調査した。また、この事件を契機として、警察命令に代わり KOD と称される自治体秩序吏員を導入する案についてもフライブルク議会で賛否があり、紛争当事者の生の見解を聞くことで、抽象的危険を前提とした警察命令と具体的危険を前提とした個別措置のそれぞれの適法性・合理性について学ぶ機会があった。この調査・研究成果の一部についても、近く「危険防御を目的とする行政立法（危険防御命令）権限の実体的統制—抽象的危険に対する立法的対応を中心に—」と題し、北大法学論集（2015）に公刊予定である。